

社会福祉施設に対する指導監査における指導事例

○処遇

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
基本方針	《軽費老人ホーム》 職員に対し、高齢者虐待防止に関する研修を実施していない。	全職員に対して、高齢者虐待の防止等のための措置として、研修を定期的実施すること。	青森市軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例第4条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条
利用者支援の充実	《障害者支援施設》 利用者に対する定期の健康診断が適切に行われていない。	障害者支援施設の設置者は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行うこと。	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）別紙第1-1(6) 青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条
	《障害者支援施設》 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。	障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙第1-1(13) 青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第48条第3項
	《障害者支援施設》 一部の利用者について、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）が、6月に1回以上の頻度で行われていない。	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行うこと。	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）別紙第1-1(1) 青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条